

令和8年度第1回水戸市バリアフリー環境整備推進協議会全体会議議事録

1 開催日時 令和8年7月15日（水） 午後2時30分から午後3時30分まで

2 開催場所 水戸市役所4階 政策会議室

3 出席者

(1) 委員

(名簿順敬称略)

水戸市障害者（児）福祉団体連合会 兼清 紀郎
子育て応援・ペンギンくらぶ 齊藤 恵
東日本旅客鉄道(株)水戸事業本部総務部経営戦略ユニット 藤澤 充哲
国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所道路管理第二課 木下 祐樹
茨城県水戸土木事務所 沼田 直子（代理）
茨城県警察本部交通部交通規制課 鈴木 孝行（代理）
水戸市建設部 有金 正義（代理）
水戸市都市計画部 太田 達彦
茨城大学理工学研究科都市システム工学領域 山田 稔
茨城県地方自治研究センター 有賀 絵理
スピニング・フープス・レボリューション 齋藤 信之
公募市民 八木 郷太
国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 羽生 真人
茨城県土木部道路維持課 岡本 宴徳（代理）
茨城県土木部都市局都市計画課 高橋 学（代理）
水戸市市長公室 佐藤 則行
水戸市市民協働部 柏 直樹
水戸市福祉部 三宅 陽子
水戸市こども部 宮川 孝光
水戸市教育部 三宅 修
一般社団法人茨城県バス協会 古賀 重徳
一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会 川上 悟
一般社団法人茨城県水戸市医師会 谷津 好行（代理）
水戸市住みよいまちづくり推進協議会 角田 恒巳
社会福祉法人水戸市社会福祉協議会 大内 康弘

※ 欠席5人

(2) 事務局

水戸市市長公室交通政策課 楢崎 芳明、江幡 将行、鈴木 翔及び肱岡 南海絵

4 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

ア 令和7年度協議会事業（会議）及び決算について（報告）

イ 基本構想に位置付けた事業の進捗状況について（報告）

(3) その他

(4) 閉会

5 配布資料

(1) 資料1 令和7年度協議会事業（会議）及び決算について（報告）

(2) 資料2 基本構想に位置付けた事業の進捗状況について（報告）

6 内容

【事務局（交通政策課）】

皆様におかれましては大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、令和8年度第1回水戸市バリアフリー環境整備推進協議会全体会議を開催いたします。

なお、本日の会議の終了時刻は、午後3時30分を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、本協議会の会長でございます、____から御挨拶を頂戴したいと存じます。よろしくお願いいたします。

【会長】

皆様こんにちは。本日はお暑い中お集まりいただきありがとうございます。この水戸市バリアフリー環境整備推進協議会でございますが、既に御承知のとおり、水戸市では策定したバリアフリー基本構想に基づいて、それぞれの事業者が整備を進めている状況でございます。しかし、私を含めて整備は何をやらないといけないのか、どういう課題があり解決していかねばならないのか、大変分りにくいところもございます。昨今、国の方でもガイドラインの改定をしておりますが、いずれも、当事者参加でニーズを把握し、あるいは結果を確認して進んでいくというところの重要性が問われているところでございます。この会議におきましても、その視点で、今回は基本構想の達成状況の確認というところでございますが、今後、今年度又は来年度に事業を控えている案件も御紹介されると伺っております。そういったものにつきましても、ぜひ当事者の声をどう入れていくのか、そのあたりを事業者に考えていただき、必要に応じて会議を活用していただいて意見を反映するものに使っていただければと思います。簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【事務局（交通政策課）】

ありがとうございました。

次に、人事異動によりまして、今年度、新たに委員に御就任いただく方を事務局から名簿順

に御紹介申し上げます。

(委員を紹介)

それでは、協議会規約第7条第1項の規定により、このあとの会議の進行を、会長であります____をお願いしたいと思います。それでは、____会長よろしく願いいたします。

【会長】

それでは、議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。はじめに本日の協議会の出席者数について、事務局から報告をお願いします。

【事務局（交通政策課）】

本日は、定数30名中25名の皆様にご出席又は代理出席をいただき、出席者数が委員の過半数となっております。

【会長】

御報告ありがとうございました。ただいま、事務局から報告がありましたとおり、出席者数が過半数となっておりますので、協議会規約の規定を満たし、本協議会は成立しております。

それでは、会議の運営に関する事項について確認いたします。まず、本日の協議会は、会議の冒頭から終了まで公開といたします。次に、議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員につきましては、御本人にご出席いただいている方をお願いすることとし、事務局とも相談させていただいた結果、____委員、____委員をお願いしたいと思います。後ほど事務局から、本日の会議録について内容の御確認をお願いすることになります。その後、水戸市ホームページで公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、次第に沿って議事を進めさせていただきます。本日は報告事項が2件となっております。「(1)令和7年度協議会事業及び決算について」それから、「(2)水戸市バリアフリー基本構想に位置付けた事業の進捗状況について」続けて事務局から資料の説明をお願いします。

【事務局（交通政策課）】

(資料1及び資料2に基づき説明)

【会長】

御説明ありがとうございました。ただいまございましたように令和7年度の事業報告及び決算と基本構想の進捗状況について御報告いただきました。基本構想が幅広い範囲にわたっておりますので、この報告も全て網羅する形で御説明いただいて、少し駆け足になったかなと思いますが、そのあたりも含めてお聞きになりたいことがあれば、内容やこれからの進め方など意見があればお願いしたいと思います。

もし、御意見ないようでしたら、まず、私の方から口火を切る意味で詳しく教えていただき

たいところがございます。資料2の5ページの道路のバリアフリー化ですが、幹線市道2号線について、来年度には動き出すとなっておりますが、例えば、来年度この会議や部会で調査していくのか、もう少し違う形で事業者と当事者として意見交換をしていくのか、考え方を分かっている部分で教えていただきたいと思います。

【道路建設課】

幹線市道2号線についてですが、こちらの道路は車道面と歩道面の高低差が20センチ程ございます。市役所の外周の道路は5センチ程度となっておりますから、こういった手法がこの路線で取れるのかというところを、まずは概略的な設計を進めていき、その可能性を予算確保の上、来年度実施してまいりたいと考えてございます。

【会長】

ありがとうございます。先程、事務局の方から、関係者とのヒアリングを踏まえて概略設計をするとありましたが、具体的なことはまだこれから調整されるということでしょうか。

【道路建設課】

どのような手法でバリアフリー化を図っていくかというところのアプローチから検討する形になりますので、どうなるか見定めながら必要に応じて関係者と協議していく流れになると考えております。

【会長】

ありがとうございました。やはり利用される当事者の方、特に車椅子や視覚障害者などがやむを得ず我慢するなど、時間をかけてやる部分が必要になるかもしれないので、十分皆さんの合意が得られる部分の時間を十分に用意してやっていただけるとありがたいと思います。具体的な進め方はこれからというお話だったので、よろしくお願いいたします。

【___ 委員】

この協議会は当事者の意見を聞いていただき施策を進めていただいてありがとうございます。年数的にも半分を超えて、もう少しここから計画の達成に向けて進めていくことになるかと思っておりますので、今後もよろしくお願いします。

私からは1点、資料2の19ページ、障害者差別解消法の運用を一部改正したとありますが、茨城県は県に相談窓口が設置されておりまして、水戸市の福祉課と県の相談窓口で連携していることがあるのでしょうか。連携した例があれば教えていただければと思います。

【障害福祉課】

差別解消の窓口として職員が差別の相談を受けることは年に何件かございます。過去に県の相談室の方に、困難事案等を相談させていただいたこともございます。県の相談窓口にも問合せがあったもので水戸市の件であれば、こちらにも連絡が入りますので、連携を取らせていただきながら、差別解消に努めているところでございます。

【 委員】

ありがとうございます。茨城県の差別相談室の方に話を聞くと、だいたい年間100件くらいの相談は来ているということでしたので、水戸周辺からの相談件数は多いのではないかと思います。ぜひとも県と連携しながら進めていただきたいと思います。また、内閣府にも新しく「つなぐ窓口」という、障害者差別だけではなく、相談する窓口が分からないときに相談できる窓口ができたので、これならこの省庁だとか、窓口を検討して繋いでくれる窓口ができたので、市と県と国で連携して解消法や事業所の取組を進めてほしいと思います。

【会長】

実際に相談したい案件について、お店の方や事業者の窓口などで何をできるのか、他の先進事例が決め手となり、具体的なアプローチをするしかないので、行政の窓口でも把握しておいていただければと思います。

【 委員】

市でこちらのバリアフリーを進めていることが具体的に分かってきているかなと思います。ただ、1ページにありますように、こちらのバリアフリーの推進で「関心がある」と答えた方が77パーセントとありますが、こちらのバリアフリーの具体的なことで、現在の数値的なものが出ると分かりやすいと思いました。ヘルプマークについてですが、私は知っていたので、街中でみかけたときに「何かお手伝いしますか」と声かけしたら、なぜ分かったのか知人に驚かれたことがありました。言葉としてはあるかもしれないですが、まだまだ認識されていないのではないかと思います。また、資料の中に、認知症サポーター養成講座の参加人数が1,232人とあり、たくさんの方が参加されていることは、とても心強いなと思います。この認知症サポーターを受けた方々の活躍の場はどのようになっているか、お聞きしたいと思います。

【高齢福祉課】

認知症サポーターは開催回数でいうと33回ということで、その中には中学校も含まれており、まず理解をしていただくことも含まれているので、受講して、すぐ活動される方ばかりではございません。実際の開催については、市が開催しているもののほかに、企業から社員向けに開催をしたいという声がかかったときに、資格を持っている方を紹介させていただいて、講座を開催し、企業でも理解を深めていただくといった活動をしているところでございます。

【 委員】

ありがとうございます。たくさんの方が受講しており、皆さん興味や関心があるのが分かりました。この方たちが認知症サポーターとして登録して、直接関われるような方向に行くのであれば、もっとすばらしいかなと思います。

【会長】

認知症サポーター養成講座を受講した人数が分かるかと思います。こういったものについて

も数値指標になり得ると思いますので、これから御検討いただきたいと思います。そちらは事務局の法でも今後の課題として認識いただいているかと思いますが、指標2については何かございますでしょうか。

【事務局（交通政策課）】

御指摘いただきました資料の件につきましては、今後の協議会もしくは新たな計画を策定していく中で、あわせて検討してまいりたいと考えてございます。

【会長】

県や国の情報を取り入れて、その辺の相談対応をしっかりと行っていただければと思います。ほかにいかがでしょうか。

【___ 委員】

質問ですが、クレームというのは何件あって、どういった内容があるのか教えていただければと思います。障害も様々あるが、例えばこんな事例があるというのをいくつか教えてもらっていいですか。

【会長】

それは、先程の差別解消法の関係ということですか。

【___ 委員】

はい

【障害福祉課】

事例ですが、一番簡単な例では店に行ったが障害であることを理由に利用させてもらえない、という相談が障害者差別解消法に関係する大きなところではございます。ただし、相談件数については、年間1件程度であり、それほど多くない実情となっております。逆に、店舗側からカスハラについての相談を受けることがございます。そういう点が難しいと感じるところでございます。

具体的な内容については、この場では一旦差し控えさせてもらいますが、本当に苦労しているような事例を受け、私たちも調査のため現場に行き、話を聞かせてもらおうと、やはりお店の方も苦労されていて、（合理的配慮に関する）パンフレットを渡し、なんとか対応してもらいたいということをお店の方にお伝えし、次にまた生かし、それを広めてもらえるように話ながら、案件については進めているところでございます。

【___ 委員】

結構クレームが多いと思った。差別じゃなくても、例えば車椅子だから入れないとか、日本は階段とか建物の問題もあると思いますが、店に入れないことが多く、特に和食の店とか、お店の問題だが、それが言えなくて、断られたことを多分、文句になってしまっているのかと思

い質問しました。

【 委員 】

資料2の8ページに、市民会館のマナー向上の啓発や情報提供の充実ということで実施していただいていることがありますが、こうした取組自体、建物だけを作って完了ではなく、ソフト面での対応をしていただいていることに感謝をしています。最近、全国的にも箱自体はバリアフリーであるが、実施する事業者が不適切な開催状況によって、差別が生まれてしまっている事例があります。具体的に言うと、Jリーグで国立競技場を使うことがあるが、競技場自体は当事者団体を含め何度もユニバーサルデザインワークショップを実施し建てられたので、世界最先端のバリアフリーになっているが、主催者側が車椅子席を3分の1しか売らないで、それ以外は通路や物置にしていたり、テレビカメラのスペースにしまったり、せっかくバリアフリー施設が整っているのに、イベントを開催する事業者の理解不足によって、うまく機能していないことが増えています。この件に関してはJリーグの方からガイドラインが示されて改善はされています。市の施設もいろんな事業者が入ってコンサートやイベントが開催されていると思いますが、その企画会社に対してバリアフリーの機能を最大限生かせるように周知をしていただけるように、ソフト施策のところで取組できないかなと思いました。

あともう1点だけ、先程のクレームの件ですが、先日カスハラ防止法ができて、コロナ禍でマスク必須なのにマスクをせずに強行するようなカスハラが横行していて、事業者を守るという意味でカスハラ防止法が先日できたんですけれども、カスハラ防止法と障害者に対する合理的配慮を一緒に考えてしまうと、事業者側は、障害者が他の人と同じサービスを受けるために合理的な配慮、これぐらいなら配慮してほしいという要望を、全てカスハラだと、カスハラ防止法で守られていると言われてしまうと、それは障害者側も、少し車椅子を押してほしいやちょっと高いところにあるものを取ってほしいとか、お店側に過度の負担にならない範囲で配慮を求めた場合でもカスハラとなってしまっはあてにならないと思います。国もカスハラ防止法の中に過度な要求はカスハラに当たるが、障害者が求める合理的な配慮、事業者に対して過度に負担を求めないものであれば合理的配慮になるので、それは事業者としては、ちゃんと提供することが義務づけられています。相談が市に来たときに、すごく難しい線引きになると思いますが、建設的な話し合いをもって事業者側にも障害者側にも根気強く、お互い納得する形となるよう、理解を促進してほしいなと思います。

【会長】

2点ございまして、一つは、市民会館の事業者側への周知啓発が重要であるとの御指摘。二つ目は、合理的配慮とカスハラの線引きで、解決に当たっては、当事者も含めて理解を深める取組が非常に大事であるという御指摘でございますが、それぞれ担当部署から御意見等ございますでしょうか。

【文化交流課】

先程、御意見ございました市民会館における合理的配慮については、ホールには車椅子スペースがございます。施設の特性といたしまして、行政が直接使うこともございますが、民間事

業者等がコンサート等のイベントを開催することがございます。その際には、「市民会館施設利用ガイドブック」というものがございまして、施設利用者に対し配布しており、利用上の注意事項として障害者への合理的配慮事項を記載しております。一例として車椅子席を活用して、障害のある方も利用できるよう柔軟な対応をお願いしたいということを、資料を通じて周知していることと、あわせて主催者と施設の貸出をするに当たって、運営事務局の方でも改めて配慮するようお願いもしているところでございます。

【障害福祉課】

カスハラ防止法と合理的配慮については委員のおっしゃるとおり、現場でも線引きをどうするか苦慮しているところでございます。合理的配慮としてどこまでできるか店側と当事者の建設的対話ということで、できるところまで合理的配慮をお願いしつつ、ここは無理というところで相談者も含めて御理解をいただきながら進めているところでございます。

【 委員】

市民会館のガイドラインについて作っていただきありがとうございます。

1点思い出したのですが、他の事例で、2階に車椅子席がある場合、一般の人が購入しようとする5千円なのに、車椅子ユーザーは同じ高さから見ると1万円だったという例もたくさんあり、車椅子席はあっても他の席より金額が高いといった不要な制限を設けられてしまうということもあるので、そういった面も含めてガイドラインにも明記してもらうことも一つだと思います。

【会長】

ありがとうございました。最初に基準を決めても基準通りいかない場合もございます。工夫も新しく出てきますし、問題も新しく出てくると思います。そのあたりは、繰り返しになりますが、県全体や国の情報を仕入れて、その辺の相談対応をしっかりやっていただければと思います。

ほかに御意見はないでしょうか。

それでは、本日は進捗状況の報告ということで議事を進めましたが、今後の進め方についていくつか御意見を頂戴しておりますので、今年度以降の事業進捗において御意見を反映していただければと思います。また、着実に進めてもらい次年度の進捗報告をいただければ幸いです。

それでは2の議事については終了とさせていただきます。

次に、3のその他について事務局から何かございますか。

【事務局（交通政策課）】

それでは、事務局の方から1点御報告をさせていただきます。今期の委員の皆さんの任期につきましては7月末をもって満了となります。委員の皆様には当協議会の運営に御協力いただきまして誠にありがとうございます。なお、次回の委員の選任につきましては、今後進めてまいります。事務局からの報告は以上となります。

【会長】

それでは、特にございませんようでしたら、以上をもちまして、令和８年度第１回水戸市バリアフリー環境整備推進協議会 全体会議を終了します。皆様、長時間にわたる議論、大変お疲れ様でした。どうもありがとうございました。